

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中（指名停止も含む）の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領第8条第3項の規定により条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札等

(1) 入札書の提出について

入札に参加する者は、入札書を以下の方法により郵送しなければならない。なお、入札書の参考様式は別添のとおり。

ア 入札書の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

イ 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

ウ 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名及び開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、委託業務名、委託業務番号、委託業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

(2) 郵便局差出期限日について

公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

4 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目

までの者を落札候補者とし公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札資格確認書類送付書(様式第5号)に当該書類を添えて提出しなければならない。

(3) 入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札資格不適格通知書(様式第6号)により通知する。

(4) 入札参加不適格理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

福島県財務規則に定める契約保証金は契約金額の100分の5の額とする。ただし、福島県財務規則第229条の規定に該当する者については免除する。

7 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨

てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約の方法及び入札の条件、福島県工事等競争入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。
- (5) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者及び初回入札で最低制限価格未満の入札をした者があった場合は、その者は再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札の場合には、電子入札システムにより再入札通知書を送信する。

様式第8号

企業の実績等

商号又は名称：_____

(企業の同種・類似・同規模等の業務実績)

業務名		
発注者		
履行場所		
契約金額		
工期		
評定点		
業務内容		

上記内容を証明することができるテクリスの写しや契約書の写しを添付すること。

2件までの業務実績を記載することができるが、必要に応じて同様式を複数枚使用可

(企業の法定登録等)

法定規程名		
登録部門		
登録年月日		
登録番号等		

法定規程名には、公告に示した規程名を記載する(建設コンサルタント規程等)

登録部門には、公告で示された登録部門名を記載する。(河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門等)

上記内容を証明する書類の写しを添付すること。

